

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

1 改正理由

国において、国家公務員の育児休業に係る取扱いを定めている人事院規則 19-0（職員の育児休業等）を改正することとなったことを踏まえ、当該規則と同趣旨の規定である本条例について、所要の規定整備を行うもの。

2 主な改正内容

- （1）非常勤職員の育児休業の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上である」との要件を廃止する。

また、部分休業についても同様の規定があることから、同様の改正を行う。

- （2）職員又は当該職員の配偶者が妊娠等の事実を申し出た場合には、育児休業に関する制度等の周知を行うとともに、職員の意向を確認するための面談等を行うことを任命権者に義務付ける規定を新設する。
- （3）育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするための措置を講じることを任命権者に義務付ける規定を新設する。

3 施行期日

令和4年4月1日